



市老連だより 21

令和 4 年 1 月 4 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

介護職員の賃上げ、6月から補助金交付開始 社保審分科会で厚労省 ～第205回社会保障審議会介護給付費分科会～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は24日、社会保障審議会・介護給付費分科会を持ち回りで開催し、介護職員の賃金を3%程度(月額9,000円)引き上げるための「介護職員処遇改善支援補助金」について報告しました。都道府県における準備などを勘案し、2022年4月から申請を受け付け、6月から補助金を交付します。

これまでの案では、介護職員処遇改善加算I-IIIのいずれかを取得している事業所を要件としていました。これに加えて、22年2・3月から実際に賃上げを行っている事業所を要件とします。事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出します。

さらに、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の3分の2以上は、介護職員などのベースアップなど(「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」)の引き上げに使用することも要件とします。ただし、基本給の引き上げに伴う賞与などの各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して、2・3月分は一時金による支給を可能とします。

交付方法は、対象事業所が都道府県に対して申請し、都道府県が対象事業所に対して補助金を交付します。申請を4月から受け付け、交付は6月からとなります。2-4月分を6月に交付し、以降は毎月の交付となります。

申請方法は、各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書を提出します。計画書には、月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求め、職員個々人の賃金改善額の記載は求めません。賃金改善期間経過後、計画の実績報告書を提出します。

2-9月は、介護サービス種類ごとに介護職員数に応じて設定された、一律の交付率を介護報酬に乗じる形で各事業者に交付しますが、10月以降は「引き続き調整・検討予定」としています。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22962.html